

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	都市政策課
処分の 名称	障害物の伐除及び土地の試掘等の許可
処分権者	市長
根拠規定	都市計画法第26条第1項・第3項
基準規定	都市計画法第26条
審査基準	都市計画法第26条 （障害物の伐除及び土地の試掘等） 第26条 前条第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵等（以下「障害物」という。）を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれらに伴う障害物の伐除（以下「試掘等」という。）を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事（市の区域内にあつては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。）の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えようとするときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事等が許可を与えようとするときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。 3 第1項の規定により障害物を伐除しようとする場合（土地の試掘又はボーリングに伴う障害物の伐除をしようとする場合を除く。）において、当該障害物の所有者及び占有者がその場所にいないためその同意を得ることが困難であり、かつ、その現状を著しく損傷しないときは、国土交通大臣、都道府県若しくは市町村又はその命じた者若しくは委任した者は、前二項の規定にかかわらず、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて、ただちに、当該障害物を伐除することができる。この場合においては、当該障害物を伐除した後、遅滞なく、その旨をその所有者及び占有者に通知しなければならない。
標準処理 期間	14日（総合支所又は支所を経由した場合は別に1日を要する。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	都市政策課
処分の 名称	都市計画施設等の区域内における建築の許可
処分権者	市長
根拠規定	都市計画法第53条第1項
基準規定	都市計画法第54条;第55条 都市計画法施行令第37条～第37条の4
審査基準	都市計画法第53条～第55条 （建築の許可） 第53条 都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。 1 政令で定める軽易な行為 2 非常災害のため必要な応急措置として行う行為 3 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為 4 第11条第3項後段の規定により離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度が定められている都市計画施設の区域内において行う行為であつて、当該離隔距離の最小限度及び載荷重の最大限度に適合するもの 5 第12条の11に規定する道路（都市計画施設であるものに限る。）の区域のうち建築物等の敷地として併せて利用すべき区域内において行う行為であつて、当該道路を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないものとして政令で定めるもの （許可の基準） 第54条 都道府県知事等は、前条第1項の規定による許可の申請があつた場合において、当該申請が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可をしなければならない。 1 当該建築が、都市計画施設又は市街地開発事業に関する都市計画のうち建築物について定めるものに適合するものであること。 2 当該建築が、第11条第3項の規定により都市計画施設の区域について都市施設を整備する立体的な範囲が定められている場合において、当該立体的な範囲外において行われ、かつ、当該都市計画施設を整備する上で著しい支障を及ぼすおそれがないと認められること。ただし、当該立体的な範囲が道路である都市施設を整備するものとして空間について定められているときは、安全上、防火上及び衛生上支障がないものとして政令で定める場合に限る。 3 当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められること。 - イ 階数が二以下で、かつ、地階を有しないこと。 - ロ 主要構造部（建築基準法第二条第五号に定める主要構造部をいう。）が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。 （許可の基準の特例等） 第55条 都道府県知事等は、都市計画施設の区域内の土地でその指定したものの区域又は市街地開発事業（土地区画整理事業及び新都市基盤整備事業を除く。）の施行区域（次条及び第57条において「事業予定地」という。）内において行われる建築物の建築については、前条の規定にかかわらず、第53条第1項の許可をしないことができる。ただし、次条第2項の規定により買い取らない旨の通知があつた土地における建築物の建築については、この限りでない。
標準処理 期間	14日（総合支所又は支所を経由した場合は別に1日を要する。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	都市政策課
処分の 名称	都市計画事業地内の建築等の許可
処分権者	市長
根拠規定	都市計画法第65条第1項
基準規定	都市計画法第65条第1項 都市計画法施行令第40条
審査基準	都市計画法第65条 （建築等の制限） 第65条 第62条第1項の規定による告示又は新たな事業地の編入に係る第63条第2項において準用する第62条第1項の規定による告示があつた後においては、当該事業地内において、都市計画事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更若しくは建築物の建築その他工作物の建設を行い、又は政令で定める移動の容易でない物件の設置若しくは堆積を行おうとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。 2 都道府県知事等は、前項の許可の申請があつた場合において、その許可を与えようとするときは、あらかじめ、施行者の意見を聴かなければならない。
標準処理 期間	14日（総合支所又は支所を経由した場合は別に1日を要する。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	都市政策課
処分の 名称	測量成果の複製に係る承認（公共測量）
処分権者	市長
根拠規定	測量法第43条
基準規定	測量法第43条 測量法施行規則第4条
審査基準	1 測量法第43条 （測量成果の複製） 第43条 公共測量の測量成果のうち図表等を測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとるために複製しようとする者は、あらかじめ、当該測量成果を得た測量計画機関の承認を得なければならない。 2 公共測量の測量成果の複製及び使用に係る承認事務について（技術的助言） （平成26年8月26日国地総務第87号） 1. 公共測量の測量成果の複製に係る承認事務について（法第43条）なお、運用にあたっては、承認事務取扱要領中「測量法第29条」とあるのは「測量法第43条」と、「国土地理院の長」とあるのは「測量計画機関の長」と、「法第29条」とあるのは「法第43条」と、「法第30条」とあるのは「法第44条」と読み替えるものとする。
標準処理 期間	14日（総合支所又は支所を経由した場合は別に1日を要する。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	都市政策課
処分の 名称	測量成果の使用に係る承認（公共測量）
処分権者	市長
根拠規定	測量法第44条第1項
基準規定	測量法第44条第2項各号 測量法施行規則第4条
審査基準	1 測量法第44条（測量成果の使用）第44条 公共測量の測量成果を使用して測量を実施しようとする者は、あらかじめ、当該測量成果を得た測量計画機関の承認を得なければならない。[2 測量計画機関は、前項の承認の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、その承認をしなければならない。 1 申請手続が法令に違反していること。 2 当該測量成果を使用することが測量の正確さを確保する上で適切でないこと。 2 公共測量の測量成果の複製及び使用に係る承認事務について（技術的助言）（平成26年8月26日国地総務第87号） 2. 公共測量の測量成果の使用に係る承認事務について（法第44条）公共測量の測量成果の使用について、測量を実施しようとする者の申請手続が法令に違反している場合、又は使用しようとする測量成果が測量の正確さを確保する上で適切でない場合を除き、測量計画機関は承認しなければならないと法第44条において規定しており、引き続き、制度の適切な運用に努めるべきである。
標準処理 期間	14日（総合支所又は支所を経由した場合は別に1日を要する。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	都市政策課
処分の 名称	駐車施設の附置の特例の承認
処分権者	市長
根拠規定	周南市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第10条第2項
基準規定	周南市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第10条第1項
審査基準	周南市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第10条 （駐車施設の附置の特例） 第10条 第4条から第6条までの規定により駐車施設を附置すべき者が、当該建築物の構造又は敷地の状態により、附置することが困難な場合においては、当該建築物の敷地からおおむね200メートル以内の場所に駐車施設を設けることができる。 2 前項に規定する駐車施設を設けようとする者は、規則で定めるところに従い当該駐車施設の位置、規模等について、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更する場合も、また同様とする。
標準処理 期間	14日（総合支所又は支所を経由した場合は別に1日を要する。）
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	都市政策課
処分の 名称	屋外広告物許可
処分権者	市長
根拠規定	山口県屋外広告物条例第5条
基準規定	山口県屋外広告物条例第11条 山口県屋外広告物条例施行規則第2条;別表第1
審査基準	1 山口県屋外広告物条例第5条、第11条第1項 （許可地域等）] 第5条 次の各号に掲げる地域又は場所において、広告物を表示し、又は広告物を 掲出する物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。 （1）道路又は鉄道等（第3条第5号に規定する知事が指定する区間を除く。）の知 事が指定する区間 （2）道路又は鉄道等から展望することができる地域（第3条第6号に規定する知事 が指定する地域を除く。）のうち、知事が指定する地域 （3）港湾、空港、駅前広場又はこれらの付近の地域（第3条第9号に規定する知事 が指定する地域を除く。）のうち、知事が指定する地域 （許可の基準等） 第11条 第5条又は第6条第3項から第5項までに規定する許可の基準は、規則で定 める。 2 知事は、広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置が前項の許可の基準に 適合しない場合において、特にやむを得ないと認めるときは、山口県屋外広告物 審議会の議を経て、第5条又は第6条第3項から第5項までに規定する許可をするこ とができる。 2 山口県屋外広告物条例施行規則第2条 （許可の基準） 条例第11条第1項に規定する許可の基準は、別表第1のとおりとする。 別表第1は略
標準処理 期間	14日
備考	山口県の事務処理の特例に関する条例第2条別表26の3の項

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	都市政策課
処分の 名称	自己の住所等への誘導を目的とした屋外広告物の表示、掲出の許可
処分権者	市長
根拠規定	山口県屋外広告物条例第6条第4項
基準規定	山口県屋外広告物条例第11条 山口県屋外広告物条例施行規則第2条;別表第1
審査基準	1 山口県屋外広告物条例第6条第4項、第11条第1項 (適用除外) 第6条 4 自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場への誘導を行うことを目的として表示する広告物又はこれを掲出する物件については、知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第三条第一号、第五号、第六号、第八号及び第九号の規定は、適用しない。(許可の基準等)第11条 第5条又は第6条第3項から第5項までに規定する許可の基準は、規則で定める。 2 知事は、広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置が前項の許可の基準に適合しない場合において、特にやむを得ないと認めるときは、山口県屋外広告物審議会の議を経て、第5条又は第6条第3項から第5項までに規定する許可をすることができる。 2 山口県屋外広告物条例施行規則第2条 (許可の基準) 条例第11条第1項に規定する許可の基準は、別表第1のとおりとする。 別表第1は略
標準処理 期間	14日
備考	山口県の事務処理の特例に関する条例第2条別表26の3の項

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	都市政策課
処分の 名称	知事が指定する屋外広告物の表示、掲出の許可
処分権者	市長
根拠規定	山口県屋外広告物条例第6条第5項
基準規定	山口県屋外広告物条例第11条 山口県屋外広告物条例施行規則第2条；別表第1
審査基準	1 山口県屋外広告物条例第6条第5項、第11条第1項 (適用除外) 第6条 5 知事が特に必要があると認めて指定する広告物又はこれを掲出する物件については、知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第3条第1号、第5号、第6号、第8号及び第9号並びに第4条第1項第4号の規定は、適用しない。 (許可の基準等) 第11条 第5条又は第6条第3項から第5項までに規定する許可の基準は、規則で定める。 2 知事は、広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置が前項の許可の基準に適合しない場合において、特にやむを得ないと認めるときは、山口県屋外広告物審議会の議を経て、第5条又は第6条第3項から第5項までに規定する許可をすることができる。 2 山口県屋外広告物条例第6条第4項の規定により特に必要があると認める屋外広告物の指定（昭和42年3月1日山口県告示第156号の6）山口県屋外広告物条例（昭和41年山口県条例第41号。以下「条例」という）第6条第4項の規定により、特に必要があると認める屋外広告物を次のとおり指定する。 電柱又は街灯柱を利用する突出し広告、巻付け広告及び自家塗り広告 3 山口県屋外広告物条例施行規則第2条 (許可の基準) 条例第11条第1項に規定する許可の基準は、別表第1のとおりとする。別表第1は略
標準処理 期間	14日
備考	山口県の事務処理の特例に関する条例第2条別表26の3の項

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	都市政策課
処分の 名称	屋外広告物許可の更新
処分権者	市長
根拠規定	山口県屋外広告物条例第9条第3項
基準規定	山口県屋外広告物条例第9条
審査基準	山口県屋外広告物条例第9条 （許可の期間及び条件） 第9条 知事は、第5条又は第6条第3項から第5項までに規定する許可をする場合においては、当該許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するための必要な条件を付することができる。 2 前項の許可の期間は、3年を超えることができない。 3 知事は、申請に基づき、第1項の許可の更新をすることができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。
標準処理 期間	14日
備考	山口県の事務処理の特例に関する条例第2条別表26の3の項

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	都市政策課
処分の 名称	屋外広告物許可事項変更の許可
処分権者	市長
根拠規定	山口県屋外広告物条例第10条第1項
基準規定	山口県屋外広告物条例第10条第1項 山口県屋外広告物条例施行規則第5条
審査基準	1 山口県屋外広告物条例第10条第1項 (変更等の許可) 第10条 第5条又は第6条第3項から第5項までに規定する許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は広告物を掲出する物件を変更し、又は改造しようとするとき(規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。)は、知事の許可を受けなければならない。 2 山口県屋外広告物条例施行規則第5条 (軽微な変更等) 第5条 条例第10条第1項に規定する規則で定める軽微な変更又は改造は、次の各号に掲げる場合とする。 1 屋外広告物(以下「広告物」という。)又は広告物を掲出する物件の形状、面積、色彩、意匠その他の表示の方法を変更することなく修理し、補強し、又は塗り替える場合 2 広告物を掲出する物件に当該許可の期間内に同一業務に関する広告物を定期的に取り替えて表示する場合
標準処理 期間	14日
備考	山口県の事務処理の特例に関する条例第2条別表26の3の項

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	都市政策課
処分の 名称	自己の指名等を表示する屋外広告物の表示、掲出の許可
処分権者	市長
根拠規定	山口県屋外広告物条例第6条第3項
基準規定	山口県屋外広告物条例第11条 山口県屋外広告物条例施行規則第2条;別表第1
審査基準	1 山口県屋外広告物条例第6条第3項、第11条第1項(適用除外)第6条3 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこれを掲出する物件(前項第1号に掲げるものを除く。)については、知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第3条の規定は、適用しない。 (許可の基準等)第11条 第5条又は第6条第3項から第5項までに規定する許可の基準は、規則で定める。 2 知事は、広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置が前項の許可の基準に適合しない場合において、特にやむを得ないと認めるときは、山口県屋外広告物審議会の議を経て、第5条又は第6条第3項から第5項までに規定する許可をすることができる。 2 山口県屋外広告物条例施行規則第2条（許可の基準）条例第11条第1項に規定する許可の基準は、別表第1のとおりとする。別表第1は略
標準処理 期間	14日
備考	山口県の事務処理の特例に関する条例第2条別表26の3の項